

埼玉県市町村総合事務組合公報
第3号

発行
さいたま市浦和区仲町
3-5-1
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇
規 則

- 埼玉県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則… 1 頁
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…… 2 頁
- 市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4 頁
- 市町村交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5 頁

埼玉県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月27日

埼玉県市町村総合事務組合
 管理者 富岡勝則

組合規則第1号

埼玉県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び埼玉県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施に係る費用)

第2条 条例第2条の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 開示の実施に要する費用は、前納とする。

(請求書等の様式)

第3条 法の規定により作成する請求書等の様式は、管理者が定める。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表（第2条関係）

公文書の種類	写しの作成の方法		金額
文書、図画及び写真	複写機により複写したもの (日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。)	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	実費相当額
	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙を用いたものに限る。)		実費相当額
電磁的記録	用紙に出力したもの（単色刷り）		実費相当額
	光ディスクに複写したもの		実費相当額
写しの送付に要する費用			郵便料金相当額

備考 文書、図画及び写真の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(埼玉県市町村総合事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 埼玉県市町村総合事務組合個人情報保護条例施行規則（平成24年組合規則第2号）は、廃止する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

組合規則第2号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和59年組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第7の表中「

26	25
26	26
27	26
27	26
28	27
28	27
29	27
29	28
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 富岡勝則

組合規則第3号

市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

市町村職員退職手当条例施行規則（昭和53年組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「国又は」を削る。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第14条の2第4号中「条例附則第28項」を「条例附則第11項」に改め、同条第5号中「条例附則第29項」を「条例附則第12項」に改め、同条第6号中「条例附則第33項」を「条例附則第16項」に改め、同条第7号中「条例附則第34項」を「条例附則第17項」に改める。

第14条の7第1項第3号イ中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

市町村交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 富岡勝則

組合規則第4号

市町村交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

市町村交通災害共済条例施行規則（平成18年組合規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第7号中「住民票」を「住民票その他住所の履歴がわかる書類等」に改める。

第7条第1項中「共済見舞金又は身体障害見舞金の請求」を「共済見舞金又は身体障害見舞金（以下「見舞金」という。）の請求」に、「共済見舞金又は身体障害見舞金の決定」を「見舞金の決定」に改め、同条第2項中「市町村交通災害共済見舞金送金依頼報告書」を「市町村交通災害共済見舞金等送金依頼報告書」に、「給付件数及び合計金額を」を「組合へ」に改め、同条第3項中「見舞金」を「見舞金及び振込手数料」に改める。

第9条第4項中「共済見舞金又は身体障害見舞金」を「見舞金」に改める。

様式第6号-2を次のように改める。

様式第6号-2

市町村交通災害共済見舞金等送金依頼報告書

市町村名 送信者氏名

年 月 日の見舞金件数 件 見舞金合計金額 円

振込手数料合計金額 円

	支部No.	見舞金決定額	振込手数料	組 合 デ ュ ェ ッ ク		支部No.	見舞金決定額	振込手数料	組 合 デ ュ ェ ッ ク
1		円	円		16		円	円	
2		円	円		17		円	円	
3		円	円		18		円	円	
4		円	円		19		円	円	
5		円	円		20		円	円	
6		円	円		21		円	円	
7		円	円		22		円	円	
8		円	円		23		円	円	
9		円	円		24		円	円	
10		円	円		25		円	円	
11		円	円		26		円	円	
12		円	円		27		円	円	
13		円	円		28		円	円	
14		円	円		29		円	円	
15		円	円		30		円	円	

埼玉県市町村総合事務組合 様

注1 見舞金給付のある場合につき、当該月の10日までに報告すること。

宛先アドレス

2 電子メールで報告の際は、ファイル（送金依頼報告書）名、メールの件名を次のようにして報告すること。

○ファイル名：△△市の場合 「○月○日△△市」
 （振込日+団体名）
 ○メール件名：△△市の場合 「○月○日△△市送金依頼報告書」
 （振込日+団体名+送金依頼報告書）

3 電子メールが使用できない場合は、郵送又はファックスで報告すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。